



24文科生第40号
平成24年4月9日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会 殿

文部科学省生涯学習政策局長
合田 隆 史



(印影印刷)

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する
省令等の施行等について（通知）

このたび、別添1のとおり、「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第14号）」が平成24年3月30日に公布され、平成24年4月1日から施行されました。

今回の改正の趣旨は、「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）（平成23年1月31日中央教育審議会）」及び「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告（平成23年3月専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議）」における提言等を踏まえ、社会人等の多様な学習者のライフスタイルに即した教育環境の整備を図る等の観点から、専修学校における単位制及び通信制の教育の実施を可能とするものです。

また、これらの省令の改正に併せて、「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（平成24年文部科学省告示第70号）」が平成24年3月30日に公布され、平成24年4月1日から施行されています。

なお、今回の改正は、「地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）」を踏まえた、専修学校の設置基準等の見直しに係る地方公共団体からの要望等に基づき行うものでもあります。

これらの省令、告示等の概要及び留意事項等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らい願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人・準学校法人等に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第一 省令等の概要

I 省令の概要

1 専修学校における単位制の教育について

(1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

ア 学年による教育課程の区分と各学年の課程の修了の認定

- (i) 専修学校の昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする（第183条の2第1項）。
- (ii) (i)にかかわらず、専修学校の昼間学科及び夜間等学科においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる（同条第2項）。

イ 全課程の修了の認定

専修学校の昼間学科及び夜間等学科において、全課程の修了を認めるに当たっては、専修学校設置基準に規定する要件を満たす者について行わなければならないこと。なお、学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）及び通信による教育を行う学科（以下「通信制の学科」という。）についても、専修学校設置基準に規定する要件を満たす者について行わなければならないこと（第183条の3）。

ウ 専修学校専門課程を修了した者の大学への編入学に関する基準

専修学校専門課程を修了した者の大学への編入学に関する学修量の基準については、単位制による学科及び通信制の学科にあつては、授業時数ではなく単位数により基準を定めることとするため、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であることとする（第186条第1項第2号）。

(2) 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の一部改正

ア 単位制による学科のうち昼間学科であるものの1年間の授業時数は、800単位時間以上であり、かつ、次の(i)及び(ii)に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ(i)及び(ii)に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。（第20条第1項）。

- (i) 高等課程又は一般課程 23単位
- (ii) 専門課程 30単位

単位制による学科のうち夜間等学科であるものの1年間の授業時数は、450単位時間以上であり、かつ、次の(i)及び(ii)に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ(i)及び(ii)に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする（同条第2項）。

- (i) 高等課程又は一般課程 13単位
- (ii) 専門課程 17単位

イ 単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校の教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校における教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずる

よう努めるものとする（第21条）。

ウ 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする（第22条）。

エ 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとし、単位数を定めるに当たっては、次の（i）から（iii）の基準によることとする（第23条第1項）。

（i）高等課程又は一般課程の単位制による学科

35単位時間の授業をもって1単位とする（同条第2項）。

（ii）専門課程の単位制による学科

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする（同条3項）。

（a）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって1単位とする。

（b）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

（c）一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、（a）及び（b）の基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもって1単位とする。

（iii）卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる（同条第4項）。

オ 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が1年間又は1学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならないこと（第24条）。

これは、期間内に過剰に履修する授業科目を登録すると、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位として構成することを標準とする単位制度の趣旨が損なわれるため、そのような事態を防ぐものであること。

カ 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができること（第25条）。

本規定に基づく措置は、あくまで生徒個人の事情に即して個別に計画的な履修を認めることができるものであり、課程及び学科の修業年限を、当該教育課程全体の学修量を変更しないまま延長することはできないこと。

キ 単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生（正規課程の授業科目を履修する当該専修学校の生徒以外の者（第15条））に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする（第26第1項）。

高等課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に、専修学校において科目等履修生として高等課程又は専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該履修を入学した後の単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができること（同条第2項）。

専門課程の単位制による学科を置く専修学校は、当該単位制による学科の生徒が当該専修学校に入学する前に専修学校において科目等履修生として専門課程における授業科目を履修している場合、教育上有益と認めるときは、当該履修を入学した後の当該単位制による学科における授業科目の履修とみなし、その成果について単位を与えることができること（同条第3項）。

この場合の入学後の単位制による学科において、授業科目の単位として認めることができる単位数の範囲は、当該単位制による学科の全課程の修了に必要な総単位数の2分の1をこえることができること。

ク 単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了要件は、当該学科に修業年限の年数以上在学し、次の(i)及び(ii)に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める単位数以上を修得することとする（第27条）。

(i) 高等課程又は一般課程

23単位に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

(ii) 専門課程

30単位に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了要件は、当該学科に修業年限の年数以上在学し、次の(i)及び(ii)に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める単位数以上を修得することとする。

(i) 高等課程又は一般課程

13単位に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が23単位を下回る場合にあっては、23単位)

(ii) 専門課程

17単位に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が30単位を下回る場合にあっては、30単位)

ケ その他単位制による学科における履修した授業科目について、授業時数ではなく、修得した単位数により課程修了の認定を行うことに伴う必要な読替えを行うこと（第28条）。

2 専修学校における通信制の教育について

(1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

通信制の学科を置く専修学校については、学則中に学校教育法施行規則第4条1項各号に掲げる事項（修業年限、部科、教育課程など）のほか、次のア及びイに掲げる事項を記載しなければならないこと（第5条第1項及び第187条第2項）。

ア 通信教育を行う区域に関する事項

イ 面接による指導の実施に係る体制に関する事項

(2) 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の一部改正

ア 専修学校の課程（高等・専門・一般課程）における教育上の基本となる組織（以下、「基本組織」という。）に、昼間学科又は夜間等学科を置くものは、通信制の学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。）を置くことができること（第5条第1項）。

通信制の学科は、通信による教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、置くことができること（同条第2項）。

この通信による教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野とは、例えば、既に国家資格者の養成施設の指定に関する基準等において通信制の教育の課程を置くことが既に認められているもの等が該当すること。

イ 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、1年間にわたり120単位時間以上とすること（第29条）。

ウ 通信制の学科における授業は、①印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と、②対面授業との併用により行うものとする（第30条第1項）。

通信制の学科においては、①及び②の授業のほか、③メディアを利用して行う授業（専修学校設置基準第13条第1項の方法による授業。以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができるものとする（同条第2項）。

印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする（同条第3項）。

エ 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする（第31条）。

オ 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする（第32条）。

カ 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たった場所に面接による指導を行うための施設（サテライト施設）を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならないこと（第33条）。

キ 単位制による学科に係る諸規定（上記1の（2）のイからキまでの事項）について、通信制の学科を置く専修学校及び通信制の学科に準用すること（第34条）。

ク 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について、単位数を定

めるに当たっては、次の(i)及び(ii)の基準により単位数を計算するものとする
こと(第35条)。

(i) 高等課程又は一般課程

35時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。

(ii) 専門課程

45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。

ケ 一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、対面授業等による授業科目に係る単位数の基準と印刷教材等による授業科目の単位数の基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする(第36条)。

コ 通信制の学科における全課程の修了要件は、次の(i)及び(ii)のいずれにも該当することとする(第37条)。

(i) 当該学科に修業年限の年数以上在学し、次に定める単位数以上を修得すること

(a) 高等課程又は一般課程

13単位数に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が23単位を下回る場合にあっては、23単位)

(b) 専門課程

17単位数に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が30単位を下回る場合にあっては、30単位)

(ii) 120単位時間に当該学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること。

サ その他通信制の学科における履修した授業科目について授業時数ではなく、修得した単位数により課程修了の認定を行うことに伴う必要な読替えを行うこと(第38条)。

シ 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第1に定める数と新たに別表第3で定める数とを合計した数以上とすること(第40条第1項)。

通信制の学科を置く専修学校において、当該専修学校の教員の数(昼間学科、夜間等学科及び通信制の学科の教員数の合計数)の半数以上は、専任の教員(専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。)でなければならないこととする(同条第2項)。

専修学校は、その設置する通信制の学科において、次の(i)又は(ii)に掲げる場合のいずれかに該当するときは、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする(別表第3備考第2項各号)。

(i) 科目等履修生(第15条の規定により当該専修学校の生徒以外の者で当該専修学校の1又は複数の科目を履修する者)その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

(ii) 主たる校地から遠く隔った場所に面接による指導を行うための施設(サテライト施設)を設ける場合

ス 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする（第48条第1項）。

通信制の学科を置く専修学校の校舎面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について第47条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について新たに別表第4で定める面積とを合計した面積以上とすること。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこと（同条第2項）。

当該校舎面積は、一の課程のみを置く専修学校で別表第4イの表に定める一の分野についてのみ通信制の学科を置くものについては、同表により算定した面積以上としたこと（同条第2項第1号）。また、二以上の課程を置く専修学校又は一の課程のみを置く専修学校で二以上の分野について通信制の学科を置くものについては、これらの課程ごとの分野のうち別表第4イの表第4欄の生徒総定員80人までの面積が最大であるいずれか一の分野について同表により算定した面積と、それ以外の分野についてそれぞれ別表第4ロの表により算定した面積とを合計した面積以上としたこと（同条第2項第2号イ及びロ）。

専修学校は、その設置する通信制の学科において、次の(i)又は(ii)に掲げる場合のいずれかに該当するときは、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする（別表第4備考第2項各号）。

- (i) 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
- (ii) 主たる校地から遠く隔った場所に面接による指導を行うための施設（サテライト施設）を設ける場合

3 専修学校の単位制及び通信制の教育の制度化に伴うその他の専修学校設置基準の諸規定の改正について

- (1) これまでの昼間において授業を行う学科を「昼間学科」と、夜間その他特別な時間において授業を行う学科を「夜間等学科」ということとしたこと（第4条）。
- (2) 昼間学科及び夜間等学科、単位制による昼間学科及び夜間等学科並びに通信制の学科の複数の学科についてそれぞれ規定したことに伴い、第3章の「教育課程等」の章の中に、「第一節 通則」、「第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等」、「第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等」及び「第四節 通信制の学科の教育課程等」のそれぞれの学科に関する節を設けたこと（第3章）。
- (3) これまで通達（「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（昭和51年1月23日文管振第85号）」）において示してきた専修学校の授業の単位時間について、一単位時間は、50分とすることを標準とすることを、専修学校設置基準に規定したこと（第9条）。ただし、教育上支障がない場合には45分でも差し支えないものであることとすること。

- (4) 昼間学科の授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上とすること（第16条第1項）。
- 夜間等学科の授業時数は、1年間にわたり450単位時間以上とすること（同条第2項）
- (5) 昼間学科における全課程の修了要件は、800単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとすること（第17条第1項）。
- 夜間等学科における全課程の修了要件は、450単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が800単位時間を下回る場合にあっては、800単位時間）以上の授業科目を履修することとすること（同条第2項）。
- (6) 専修学校の授業科目の授業時数を単位数に換算する際の規定について、換算が必要となる場合を、専修学校における生徒の学修の成果を証する必要がある場合としたこと。また、専修学校の専門課程の生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮することを規定したこと。（第18条及び第19条）。
- (7) 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数について、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする（別表第1備考第2項各号）。
- (i) 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合
- (ii) 科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
- (8) 昼間学科又は夜間等学科の校舎に係る校舎面積について、科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする（別表第2）。

II 告示の概要

- 1 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号に関する規程（平成6年文部省告示第84号）の一部改正
- (1) 専門士の称号の付与に関する専修学校専門課程の要件について、「昼間学科又は夜間等学科のうち単位制による学科であるもの」及び「通信制の学科」の学修量に係る要件は、全課程の修了に必要な総単位数が62単位以上であることとすること（第2条第2号）。
- (2) 高度専門士の称号の付与に関する専修学校専門課程の要件について、「昼間学科又は夜間等学科のうち単位制による学科であるもの」及び「通信制の学科」の学修量に係る要件は、全課程の修了に必要な総単位数が124単位以上であることとすること（第3条第2号）。
- なお、「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるもの」に係る基準（平

成17年文部科学省告示第137号)」、「専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数(平成10年文部省告示第125号)」及び「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準(平成17年文部科学省告示第138号)」についても、学修量を単位修得による学修評価の方法がとられることに応じた、改正を行うものであること

2 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修(平成11年文部省告示第184号)の一部改正

専修学校設置基準第11条により、専修学校における授業科目の履修とみなすことができる専修学校以外の教育施設等における学修について、単位制による教育の制度化に伴う生徒において選択することができる学習内容の充実に向けて、次の(1)から(3)に掲げる学修を新たに追加することとする。

- (1) 高等学校の専攻科における学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの(第1項第1号)。
- (2) 短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学習機会における学修(第1項第3号)。

短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学習機会における学修には、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に基づき都道府県等から委託を受けて行う公共職業訓練における学修及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項に基づき厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練(求職者支援制度による職業訓練)における学修も含まれること。なお、当該職業訓練は、訓練修了後に訓練修了者を就職させることを目的とするものであるため、訓練修了直後に、専修学校の正規課程における学科等へ入学させるような取扱(例えば、接続のコースを設け、募集を行うなど)は差し控えなければならないこと。

- (3) 職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に規定する施設において行われる職業訓練に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの(第1項第4号)。

職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に規定する施設において行われる職業訓練とは、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設内で実施するものが該当すること。

第二 留意事項

I 通信制の学科の設置に係る手続

通信制の教育を新たに行うことは、専修学校の「目的の変更」に当たるため、通信制の学科を新設する場合には、当該学科の設置に係る学則の変更に伴う所轄庁への届出(学

校教育法第131条)と併せて、目的の変更に係る所轄庁の認可(同法第130条)を要すること。

II 各授業科目の単位数

専門課程における授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位として構成することを標準とするものであり、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業時間と授業時間外の予習、復習等の学修を合わせて45時間となるように、各授業科目の単位数を構成しなければならないこと。

III 通信制の学科の設置を認める専攻分野

通信制の学科を置くことができる、昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものとは、専修学校教育の大分類の8分野よりも厳密な教育内容の相同性を求めるものとする。

IV サテライト施設の取扱

サテライト施設及びその用地は、専修学校の校舎・校地に含まれるため、

- ・ 通信制の学科の設置時の認可・届出時に添える校地校舎等の図面(学校教育法施行規則第3条、第11条)には、サテライト施設の図面を含めること。
- ・ 既設の通信制の学科がサテライト施設の開設又は閉鎖等を行う場合には、校地校舎等の変更の届出(学校教育法施行令第24条の3)を要すること。
- ・ その位置及び環境は教育上及び保健衛生上適切なものでなければならないこと。

第三 地域主権戦略大綱を踏まえた専修学校設置基準等の内容の明確化

I 経緯

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」においては、「専修学校の設置基準等については、地方公共団体からの具体的な要望等を確認し、支障がない場合には、当該部分について、基準自体の見直し又は条例委任を行う。」とされた。これを受けて、文部科学省から各都道府県に対し、現行の専修学校設置基準等に関する具体的な要望を確認するための調査を実施したところ、専修学校における単位制・通信制の教育の制度化に関する要望とともに、「現行の専修学校設置基準等においては、各都道府県が条例等により個別具体の基準を設けることが可能である事項があるにもかかわらず、当該事項について十分に把握・認識できていない都道府県があること」が確認された。

これを踏まえ、学校教育法(昭和22年法律第26号)、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)において規定されている専修学校の設置基準等に関して、地域の実態その他特別の事情に基づき各都道府県が個別具体の基準を定めることが可能である事項の例を示すこととする。

II 都道府県において個別具体の基準を定めることが可能である事項の例

1 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

学校教育法施行規則第185条においては、「専修学校には、校長及び教員のほか、助手、事務職員その他の必要な職員を置くことができる。」とされているが、各都道府県においては、必ず置かなければならない具体の職員の職種（例えば、学校医を原則1人以上置くことなど）等について定めることが可能であること。

2 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）

(1) 同時に授業を行う生徒（第6条関係）

専修学校設置基準第6条においては、「専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。」とされているが、各都道府県においては、教育上支障のない場合と認められる具体的要件（例えば、当該授業が恒常的に行われるものでないことなど）、40人以上となる場合の生徒数の上限（例えば、50人を超えないことなど）等を定めることが可能であること。

(2) 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合の教員数（別表第1関係）

専修学校設置基準別表第1備考第2項第1号においては、「昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。」とされているが、各都道府県においては、増員する教員数の具体的基準（例えば、別表第1で算定した教員数の3分の1に相当する数など）等を定めることが可能であること。

(3) 施設及び設備等（第5章関係）

ア 校地及び校舎の位置及び環境（第44条関係）

専修学校設置基準第44条においては、「専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。」とされているが、各都道府県においては、教育上及び保健衛生上適切な環境に係る具体的要件（校地の周囲に遊技場、ばい煙その他の影響をもたらす工場等の施設がないことなど）等について定めることが可能であること。

イ 校舎として建物を区分所有する場合の要件等（第44条関係）

専修学校設置基準第44条においては、「専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。」とされており、校舎として建物を区分所有する場合の要件等が定められていないが、各都道府県においては、具体的な要件（例えば、校舎として使用する部分が1つの階全体であり、複数階にまたがる場合は連続した階であることなど）等について定めることが可能であること。

ウ 校舎の面積（第47条及び第48条関係）

専修学校設置基準第47条及び第48条においては、専修学校の校舎全体の面積について規定しつつ、「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」とされているが、各都道府県においては、生徒の適切な学習環境を担保するため、教室の1室当たりの面積（例えば、

同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡以上など)等について定めることが可能であること。

エ 夜間において授業を行う場合の照明設備(第50条関係)

専修学校設置基準第50条においては、「夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。」とされているが、各都道府県においては、具体的な照明設備の要件(例えば、教室及び黒板の照度は500ルクス以上であることなど)等について定めることが可能であること。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
TEL 03-5253-4111(内線:2939)
FAX 03-6734-3715
E-Mail syosensy@mext.go.jp